

報道関係者各位

---

---

## 「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結 ～被災者の住居確保体制を強化しました！～

---

---

北九州市では、近年の、頻発する災害に備え、災害発生時に被災者の方の居住の確保が迅速に行えるよう、対応体制の構築に取り組んでおり、これまで、災害時における民間賃貸住宅の提供について、関係する2団体(※1)と協定を締結しています。

この度、福岡県や福岡市とともに、公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部とも民間賃貸住宅の提供について、協定を締結しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 協定書締結日

令和6年6月14日(金)

#### 2 協定の相手方

公益社団法人 全日本不動産協会福岡県本部

#### 3 協会の主な協力内容

- ・平常時から、会員等への応急仮設住宅(※2)の制度の周知
- ・被災時に、被災者が入居できる民間賃貸住宅の情報提供 等

➡ 被災者へ迅速にまとまった数の提供が可能になります。

#### (※1)既に協定を締結している関係団体

「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」

- 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会
- 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

#### (※2)応急仮設住宅とは

居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対して家賃等を無償で提供する住宅

#### 【問合せ先】

都市整備局住宅計画課

藤尾(課長)、横山(係長)

TEL:093-582-2592